

園児・職員が新型コロナウイルスに
感染した場合に、
施設が情報提供するときの留意点

第1 園児・職員の感染，又はその疑いの あることが判明した場合の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、関係者の安全を確保するために、園児・保護者に対し、感染に関する情報を提供していくことが必要。



情報提供は、園児・保護者の不安を増加させないためにも、随時行うことが適切。

いざ、感染が発生したときに適切な情報提供ができるように
するためには、**事前の準備が不可欠**。



事前準備に関する以下の研修動画も併せてご覧下さい。



◆研修動画◆

「 新型コロナウイルス感染が発生した場合に備えて、
適切な情報開示を行うための事前準備 」

1 園児や職員がPCR検査を受けることになった時点

このタイミングで、園児・保護者への情報提供を。



もっとも、自治体の中には、「検査結果が判明するまではPCR検査を実施したことを公表しないでほしい」というところもある。



「園児・保護者への情報提供をしっかり行いたい」という園の立場を行政に説明した上で、それでも行政から公表を控えてもらいたいとの要請があれば、行政の要請にしたがうことも合理的。

Q 連絡文にはどのような項目を記載するか？

① 発症などの経過について

- いつから, どのような症状だったか
- 施設が知った日
- 医療機関受診日, 受診結果
- 最終登園日 など

② 今後の対応について

- 近日中に予定されている行事の実施の有無 など

③ 行政との連携について

- 行政と連絡を取り対応に当たっていること
- 検査結果が陽性の場合には、臨時休園となる可能性があること

④ 園児の健康観察について

- 園児の健康観察を丁寧に行っていくこと
- 自宅でも健康観察を行うことを依頼

⑤ 情報の取扱について

- 感染した(感染が疑われる)個人に関する情報は一切答えられないこと
- SNSへの投稿などを控えることを要請

！ 留意点 ！

感染者（感染の疑いのある人）の個人名は
公表すべきではない。

これは、全ての段階での情報提供に共通。

2 PCR検査の結果が判明した段階

検査結果が陽性であったときはもちろんだが、
陰性であったときにもその事実を伝えるのが原則。
陰性結果の公表についても、念のために、自治体への確認を
お勧めします。

■ 陰性であった場合

検査結果の他にも、臨時休園措置を採っていたときは、
いつから通常どおりの保育を行うかについても周知。

■ 陽性であった場合

Q 連絡文にはどのような項目を記載するか？

① 検査の状況について

- 検査日
- 検査結果：陽性
- 園が結果を知った日

② 市町村，保健所との連携状況について

- 「保健所から陽性判定の連絡を受け，市町村に報告しました」
- 「保健所の現地調査があり，濃厚接触者判定のためのヒアリングを受け，園内の感染対策を説明しました」 など

③ 当園が実施した対応について

- 「保健所の調査後，濃厚接触者の判定を踏まえ，該当する園児・職員に連絡し，自宅待機としました」
- 「●日から臨時休園としています」 など

④ 現在の状況

- 濃厚接触者と判定された園児・職員は，順次PCR検査を行うこと。
- 検査結果が陰性の場合でも，●日まで自宅で経過観察すること。
- 施設内の消毒を保健所の指導の下で実施すること。

⑤ 情報の取扱について

- 感染した(感染が疑われる)個人に関する情報は一切答えられないこと
- SNSへの投稿などを控えることを要請

3 陽性者が出て、臨時休園措置が採られることになった場合



保育再開までの間、定期的・継続的に、状況を園児・保護者に報告することが適切。

Q 連絡文にはどのような項目を記載するか？

① 前回の連絡後に当園が実施した対応について

- ・濃厚接触者と判定された園児・職員がPCR検査を実施したこと
- ・臨時休園の継続中であること

② 現在の状況について

- ・●月●日に全ての検査結果が判明し、全員の陰性を確認
- ・×月×日まで自宅観察とした上で、▲月▲日から保育再開予定 等

③ 情報の取扱いについて

- ・感染した(感染が疑われる)個人に関する情報は一切答えられないこと
- ・SNSへの投稿などを控えることを要請

4 保育を再開する場合

たとえば、

「 ●月●日から臨時休園となっていましたが、×月×日に全ての検査結果が判明し、全員の陰性を確認致しました。

■月■日まで自宅で健康観察を行い、全員の健康を確認した上で、●●市及び保健所の許可の下、▲月▲日(▲曜日)から保育園を再開致します。」

などと案内しましょう。

このように・・・

状況に変化があった場合には、その都度、園児・保護者に情報提供することが重要。



施設側からの適切な情報提供がないと、園児・保護者は不安になり、保護者の間に憶測に基づく誤った情報が飛び交うおそれも。



施設と保護者との信頼関係を良好に保ち、円滑な施設運営を続けるためにも適切な情報提供を！

第2 Q&A

- ◆園児や同居者が新型コロナウイルスに感染した場合の施設の対応に関して

Q. 園児の同居者に新型コロナウイルス感染者が出た場合、施設は登園の自粛を求めることができるか？



この問題は、新型コロナウイルス感染者の同居者は、どのような立場と位置付けられるのか？、という点から考えていく。



国立感染症 感染症疫学センター



「新型コロナウイルス患者(感染者)の同居者は、濃厚接触者に該当する。」

と定義している。

(新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 令和2年5月29日版)

この定義からすると、園児の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合、園児は濃厚接触者に当たることとなる。



園児が濃厚接触者となった場合、市町村は、厚労省からの通知に基づいて園児の保護者に対し登園を避けるように要請することとなっている。

(保育所等においてこども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報))



施設が登園自粛を求めることは、厚労省の通知や、
それに基づく市町村の行動に合致する。



- A. 園児の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合、
施設は登園自粛を求めることができる、と考えられる。

Q. 施設が登園自粛を求めたところ、保護者がこれに応じて園児の登園を控えることにした。

では、この場合に保護者が仕事を休んだときは、施設が保護者に対して仕事を休んだ分の休業補償をする必要はあるか？



この問題は、施設と園児・保護者との間の契約関係に遡って考える。

施設と園児・保護者との間には、園児を保育することに関する委任契約が成立している。



施設は、この委任契約に基づいて、保育業務を提供する債務を負っている。



そうすると・・・

園児の登園を控えるように要請して園児を保育しないことは、施設が委任契約に基づく債務を履行しないということであり、債務不履行として保護者に休業補償を支払わなければならないのか??



しかし、

施設が保育を提供しない・提供できないのは、園児が感染者との同居により濃厚接触者となったため。

この点について、施設側に帰責事由（責任）はない。



A. 保護者が仕事を休んだ場合であっても、施設は保護者に対し休業補償する必要はない。